

横浜市男女共同参画庁内推進要綱

制 定 平成8年4月1日市 女第5号(市民局長決裁)
最近改正 令和2年4月1日政男女第42号(政策局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、庁内の実質的な男女共同参画を推進し、もって男女共同参画を基礎とした市政の運営を行うことを目的とする。

(区局統括本部長等の責務)

第2条 この要綱で区局統括本部とは、横浜市事務分掌条例(昭和26年10月横浜市条例第44号)に定める局及び統括本部、会計室、消防局、水道局、交通局、医療局病院経営本部、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局及び区役所を指す。
2 区局統括本部長は、前条の目的のため、それぞれの区局統括本部に男女共同参画推進者(以下「推進者」という。)を置き、積極的な取組に努めるものとする。

(推進者の指名及び職務)

第3条 推進者は区局統括本部の庶務及び人事を所管する課の長をもって充てる。
2 推進者は、それぞれの区局統括本部における男女共同参画推進体制を統括し、次の各号に掲げる取組を推進する。
(1) 審議会等委員への女性の参加の促進
(2) 男女が働きやすい職場環境の整備
(3) 職員を対象とする啓発研修

(政策局女性活躍・男女共同参画担当理事等の職務)

第4条 政策局女性活躍・男女共同参画担当理事又は政策局女性活躍・男女共同参画担当部長(以下「理事又は部長」という。)は、区局統括本部長等と連携し、横浜市における男女共同参画を推進する。
2 理事又は部長は、推進者に対し必要な指導、助言及び情報の提供を行う。
3 理事又は部長は、この要綱を実施するため、必要に応じて、それぞれの区局統括本部に対して男女共同参画に関する状況の報告を求め、又は推進者を招集することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は、政策局長が定める。

附 則 (平成8年4月市女第5号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月市男女第158号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月市男女第16号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月市男女第10180号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月市男女第67号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月市男女第552号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月市男女第545号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月政男女第493号）

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

附 則（令和2年4月政男女第42号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。